

神戸地方裁判所委員会（第36回）議事概要

1 日時

平成31年2月5日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3 出席者

（委員）（五十音順，敬称略）

芦高源，小西和夫，境田司，武谷真名，田中裕子，丹本陽，中川善雄，永谷和雄，中林志郎，西多弘行，広瀬和勇，松山秀樹，宮崎英一

（事務局）

富田一彦（民事上席裁判官），小林幹典（事務局長），杉原哲治（民事首席書記官），丸橋俊幸（刑事首席書記官），岩本直樹（神戸簡易裁判所庶務課長），黒瀬靖弘（総務課長），磯部叔浩（総務課課長補佐），茅野朱実（経理課専門官），大西景子（総務課庶務第一係長）

4 議事

(1) 委員の交替（退任委員，再任委員及び新任委員の紹介）

退任委員として，平成30年10月12日付け退任の本多久美子委員，12月27日付け退任の本多俊雄委員，再任委員として，平成31年2月1日付け再任の中林志郎委員及び西多弘行委員，新任委員として，平成30年10月13日付け就任の芦高源委員，12月27日付け就任の宮崎英一委員の紹介があった。

(2) 委員長の選任

宮崎英一委員が委員長に選任された。

(3) 前回のテーマ（民事調停の利用促進について）に関する報告（神戸簡易裁判所庶務課長）

前回委員会において，委員から出された意見を参考に，①県内自治体向け

手続説明会，②弁護士会での民事調停手続説明会，③パンフレットの利用，
について説明があり，引き続き神戸簡易裁判所において，民事調停の利用促
進について検討していく旨の報告があった。

(4) 裁判所における防災対策についての説明（経理課専門官，総務課庶務第一係
長）

防災訓練，帰宅困難者及び避難者の受入れ，職員の安否確認，業務継続計画
等について，説明があった。

(5) 裁判所における防災対策についての意見交換

（◎は委員長，○は委員の発言，●は裁判所からの説明）

◎ 裁判所には市民の皆様に良質な司法サービスを提供する使命があるところ，市民の皆様に安心して裁判所を利用していただくためには，防災対策が非常に重要になる。これから，先ほど御説明した裁判所の現状を踏まえ，問題点や改善点について皆様から御意見を頂戴するとともに，皆様が所属されている法人や組織等ではどのような防災対策をされているのか御紹介いただき，裁判所でも参考にしたいと考えている。意見交換に入る前に，先ほどのスライドを御覧いただき，御質問等があればお伺いしたい。

○ 裁判所付近の海拔はどれぐらいか。

● 本庁庁舎付近の海拔は5メートル程度と言われている。神戸市策定の津波ハザードマップによると，この辺りの最大の津波の高さは2.4メートル程度であるため，津波による被害は極めて少ないのではないかと考えている。

○ 本店が海に近く，津波が到来する可能性があるため，地下にある電気設備を上層階に上げるかどうか議論をしているが，費用面と耐震面で問題がある。裁判所の電気設備は上層階にあるのか地下にあるのか，教えていただきたい。

● 自家用発電機は地下に設置されており，供給先は，当直室，経理課，守衛室，サーバー室の非常用照明等である。自家用発電機が稼働すると，内臓バッテリーで約3時間対応可能である。燃料補給なしでも約6時間程度は稼働

できるように、常に燃料の備蓄をしている。

- 総合防災訓練で想定している災害レベルやシナリオはどのようなものか。
また、年によって変えているのか。
- 2月1日の総合防災訓練では、紀伊半島沖を震源とする大きな地震が発生し、庁舎の被害はないが、地震発生後に火災が発生したという想定で、初期消火、119番通報、避難誘導訓練等を実施した。総合防災訓練の実施内容については、状況に応じて、シナリオを毎年検討している。
- ◎ 防災訓練を実施するに当たって、どのような想定をしたらよいか。
- 国内で直近に発生した災害等、比較的関心を持てるタイムリーな想定にしたほうが、熱意を持って取り組むことができ、検証の深掘りがしやすい。例えば、南海トラフ地震の発生によって、神戸高速鉄道エリア付近まで浸水し、交通網が機能しなくなる前提で、職員がどのぐらい参集できるか、徒歩で何時間以内に自宅から裁判所まで登庁できるか等、シミュレーションをしながら、このエリアの特徴に応じた災害を想定した防災訓練を何年かサイクルで実施してはどうか。
- 安否確認について、裁判所のポケットマニュアルのようにたくさんの情報を入力しようとしても、電池は消耗するし、メールも制限がかかってつながりにくくなる。先日、電車が止まって出勤できなくなった時は、ラインやSNSが一番つながった。普段からラインのグループを作り、グループの情報を集約する訓練をしておく、全員の安否確認が一瞬でできる。ポケットマニュアルでは、安否確認に何日もかかる可能性がある。安否確認は、できるだけ情報量が少なく簡単なものがよい。ラインやSNSの利用について組織的に検討してはどうか。
- 訓練の際、情報マネジメントを一番重要視している。ホテルなので、夜に地震が発生して停電した場合は、復旧見込時間をアナウンスして、近くの公共交通機関の運行状況をできるだけ早く貼り出すとともに、お客様に対して、

積極的にお声掛けをするようにしている。災害が発生すると、スタッフが自衛消防組織を結成するが、本部にどのような情報をどのタイミングで流すか、繰り返し訓練を行っている。

現在の課題は、外国人のお客様への御案内がマニュアル化できていないことである。英語に関しては、バイリンガルのスタッフがいるので問題ないが、最近多いアジア系、特に台湾、韓国、中国の方については、何らかの避難マニュアルを作らなければならないと思っている。表記方法や避難の御案内方法について、裁判所で事例等をお持ちであれば、教えていただきたい。

- ◎ 裁判所は、通訳のマニュアルはたくさんあるが、避難マニュアルは準備されていない状況である。
- 全国のテレビ局では、ほぼ毎日防災訓練を行っている。訓練の内容は、緊急ニュースであり、災害が発生した際に、スピーディーに被害を把握して、放送で伝える訓練を行っている。訓練の効果により、東日本大震災や大阪北部地震では、かなり早く放送することができた。日頃訓練をして思うのは、訓練以上のことは本番ではできないということである。年に1回でも立派だが、回数を増やしたほうがよいと感じた。

社員の安否確認については、数年前から社員全員のラインを利用している。

- ◎ 訓練以上のことはできないというのは、そのとおりである。本当は、訓練を何度も実施しなければならないと思う。
- 訓練に参加する職員が予備知識なしにいきなり発生した地震に緊急で対応する、という訓練を経験したことがある。訓練によって、様々な課題が見つかるので、職員にフィードバックしている。他のお店の方や本社の社員等の第三者に入っただき、冷静に評価してもらうことができたため、非常に良かった。

安否確認に関しては、震度5強以上で自動的にメールが配信され、それに対してボタンを押して返信する形のシステムを採用している。ただ、何か起

きたときにメールが届かないことがあるので、完璧とはいえない。会社としてラインその他のSNSを利用することについては、個人情報を知られたくない方もいるため、公式には認められていない。現在、ウェブの掲示板等を使いながら、対応について模索しているところである。

○ 震度5以上の地震が発生すると、安否確認システムから携帯電話にメールが配信される。訓練メールを一斉に送信したところ、携帯の機種変更や迷惑メール防止機能等によって、約400人のうち5パーセントぐらいは送信できなかった。現在は、それをメンテナンスする作業を行っている。

○ 昨年の北海道胆振東部地震のとき、札幌に滞在していた。停電で、ホテル内は真っ暗になり、水は出ないし、トイレも使えなかった。携帯電話で情報を収集して連絡を取りたかったが、電池は減る一方で、充電することもできなかった。この時、電気がないことの大変さを初めて知った。

裁判所の職員に、バッテリーをもう一本持たせ、常に自分のデスクで充電させておくようにすると、何かあったときに大変助かると思う。また、裁判所にスマートホンで充電できる機械を設置していただけたら、地域の人にとってもありがたい。

◎ 確かに予備のバッテリーを持つというのは、それぞれ個人の備えとしては必要だと思う。

○ おとし、台風で電車が止まって帰ることができなくなったが、それ以来、帰宅困難者を発生させないことを第一に考えるようになった。JRがいつ止まるか分からない中で、どの段階で休業するのかというのが、我々にとっては非常に大きなポイントである。お客様から問合せをいただくので、我々は早めにホームページで告知している。裁判所ではどのように判断し、どのように告知しているのかをお聞きしたい。

● 主に裁判事項なので、裁判官に天気予報等の情報を伝えて、早期に判断してもらおうことを心掛けているが、たくさん裁判体があるので、庁全体で統一

した判断をすることはなかなか難しい。できるだけ早期に情報を収集して、裁判官に提供したいと考えている。

◎ 裁判員裁判の場合は、裁判員の方にお越しいただくので、早めに判断して期日変更の御連絡をすることもあるが、裁判所は、民事事件、刑事事件、簡易裁判所の調停事件等、多くの事件があるため、統一的な対応が難しい。地震や台風直撃等の場合は比較的早めに対応できるが、大雨の場合等は個別対応になる。

ただ、期日変更については、問合せを頂くことがあるので、裁判所としても早めに判断しなければならないと思う。

○ 昨年台風が到来した時、法律事務所は前日に休業の判断をした。裁判所の場合は、裁判体がそれぞれ違うので、ある部では前日に期日変更したが、他の部では当日まで待つこともある。統一的な目安のようなものがあれば、教えていただきたい。

◎ 例えば、地震で庁舎が損壊したような場合は、統一的に判断できるが、そうでないものに関しては、裁判官の判断事項であるため、統一的な判断はなかなか難しい。しかし、このような御要望、御意見があることを踏まえて、なるべく統一的な対応をとるようにしたい。

○ 裁判所には、令状やDV事件等、継続しなければならない業務があるが、大きな地震が発生したら、上層階に設置するのは大変だと思う。業務継続に当たり、位置関係について、区分け等をしているのか。

◎ 例えば災害時の本部の場所についてはどうか。

● 業務継続計画における対策本部は、原則として、5階に設置することになっているが、庁舎の状況に応じて、本部長の判断により、1階にするなど対策本部の設置場所を変えることもある。

◎ 令状事件の関係等は、被疑者が来ることもあるので、比較的目につかない場所にあるが、そのような場所が被災することもあり得る。この場合は、空

いている部屋，使える部屋を使うことになる。

○ 年末年始については，担当者の連絡先を事前に教えていただいているが，大災害が発生した場合についても，弁護士会，裁判所，検察庁等の間で統一的な連絡方法を定めるとか，携帯電話で連絡が取れるようにするとか，何か事前の協議ができたらいと思う。

● 通常，弁護士会であれば電話で連絡することが想定されているが，その他の方法は現時点では用意されていない。ただ，先ほどのお話にもあったように，庁舎の損壊や，通信インフラに障害が発生する場合もあるので，今後，弁護士会等と協議する場を設けていただけたらと考えている。

○ 安否確認については，通信会社の安否確認システムが一番安定していた。99.9パーセントは送信できたが，人事異動や退職等で送信できない人がいたことから，システムのメンテナンスが課題である。

私は阪神淡路大震災を経験していたこともあり，東日本大震災のときは，帰宅させない判断をした。歩いて3キロ以内の人だけ帰宅させたが，実際に帰宅できたのが夜11時や12時だったことから，3キロくらいが限界だと思った。

日本のビルは電気設備が地下にあることが多いので，地下に水が入らないようにすることを真剣に考えたほうがよい。現実的に，電気設備を2階3階に上げるのはなかなか大変である。

今日，展示物を見て，発電機は，緊急時にはガスエンジンが非常によいと思った。公用車も，ハイブリットやPHVにされたほうがよいと思う。

○ 2011年の東日本大震災の際に，東北4県の裁判所がどのような対応をとったのか，資料が残っていたら参考にされたらよいと思う。

◎ 資料等はあるので，参考にしていきたい。夜に発生した熊本地震等，他庁の経験の蓄積もあるので，参考にしながら防災計画を立てたい。

○ BCPについては，民間では，対策本部となり得る場所を，例えば，東京

と神戸のように、異なる地域で2か所設置できるようにしておくことが常識である。裁判所間の相互支援をきちんとされるのが一番よいと思う。

- ◎ 来庁者の安全確保のために、法廷ごとにヘルメットを何百と置いておくことは難しい。靴をお持ちの方に対しては、頭の上に靴を乗せてくださいとお願いできるが、靴をお持ちでない方もいる。皆様のところは、お客様の頭上の安全のために、ヘルメット等を用意されているか。
- 百貨店の場合は、寝具や服があるので、災害が発生した場合は、それらで頭を覆っていただくという指導をしている。ヘルメットの数は把握していない。
- ◎ 阪神淡路大震災のときは、裁判所を開放し、当時1階にあった交通裁判所の待合室に、多い時で140人くらい避難していただいた。しかし、裁判所は業務継続しなければならないため、交通裁判のときは移動していただき、終わってからまた来ていただくということを何回か繰り返した。検察庁の部屋を借りて交通裁判を行うようになってからは、移動の必要がなくなった。
令状事件等は、被害があったその日でも処理しなければならない。避難者の受入れについて、考慮すべき点や御意見等があれば頂戴したい。
- この会議室のように絨毯の敷いてある部屋が一番嬉しい。横になれるし、1階よりもこのような部屋のほうがよい。
- 受入人数について、マニュアルがあるのか。
- ◎ マニュアルでは受入人数は定められていない。阪神淡路大震災のときは140人の方が避難されたが、現在も140人の方が避難できるかは分からない。
- 行政側として、市民の方々の安全安心を守るために、ホームページや「広報誌こうべ」で毎年防災特集を組んだり、「暮らしの防災ガイド」を配布したりして、防災の備えについて啓発している。職員やその御家族が、減災の考えを持って、できるだけ被害に遭うことなく、職場に早く戻ることができる

ように、職場としても、防災教育や啓発に取り組んでいくべきだと思う。

先ほど、避難所としての建物の活用の話があったが、まずは、各々の職員が居住している地域の避難所を押さえておくことが非常に重要である。裁判所周辺の住民の方々も避難所が指定されているから、大規模な総合防災訓練を通して、この裁判所の建物がどの程度必要性があるのか、行政や地域と擦合せをすることが大事である。

職員を含めた市民、周辺のコミュニティの方、企業等と、防災訓練を通じてシミュレーションをしておくこと、組織の中にあっては、定期的に啓発する場を設定することが、非常に地道であるが、本日の議論のベースになるものだと思う。

(6) 次回のテーマ

裁判員制度の広報について

5 次回期日

平成31年7月12日（金）